

総合計画について

総合計画とは

総合計画とは、自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、言い換えれば自治体の全ての事務事業はこの総合計画に沿って行われることとなります。これにより、福祉・産業振興・教育・社会基盤整備など様々な分野にわたる事務事業を、一つの方向性のもとに計画的に推進していくこととなります。

自治体のまちづくり指針として、重要な役割を果たす総合計画の策定に際しては、市民ニーズや各自治体の行政課題を反映させる必要があります。また、地方自治法2条に市町村は基本構想を策定し議会の議決を受けることが義務付けられています

阿蘇市総合計画について

(1) 計画の構成

① 基本構想

地方自治法第2条第4項に規定される構想で、市制運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもの。まちづくりの基本理念やテーマ、市の将来像並びにそれを達成するための基本目標(施策の大綱)を明らかにしています。

《阿蘇市総合計画 基本構想概要》	
まちづくりの基本理念	
“未来を拓く活力ある人づくり”	
まちづくりのテーマ	
○自然との共生 ○活力ある産業の育成 ○協働社会の構築	
将来像	
“緑いきづく火の神の里 ～豊かな自然と笑顔あふれる国際観光都市を目指して～”	
まちづくりの基本目標(施策の大綱)	
1 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり	5 安心して暮らせる快適なまちづくり
2 元気あふれる産業づくり	6 個性あふれる生涯学習都市づくり
3 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり	7 住民参加による自立したまちづくり
4 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり	

② 基本計画 ⇒ 今回策定

基本構想を受けた市における行政計画の最上位計画で、基本構想で定める市の将来像や基本目標等を実現するための根幹的な施策・事業を明らかにしています。

③ 実施計画

基本計画に掲げた根幹的な施策・事業を実施していくための具体的な事業やその内容を明らかにし、予算編成の指針としています。

※毎年度進捗状況を把握するとともに、ローリング方式により計画の見直しを行います。

(2) 計画期間

